

劣化ウラン弾の使用禁止に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成16年 3 月 26 日

提 出 者

15 番 山 本 ひとみ

14 番 三 宅 英 子

武蔵野市議会議長 田 中 節 男 殿

劣化ウラン弾の使用禁止に関する意見書

劣化ウラン弾とは、核兵器製造や原子力発電のため、天然ウランを濃縮する燃料加工過程でできる放射性廃棄物の合金を弾頭につけた砲弾です。貫通力が強く、戦車の装甲板を破ることができる威力を持っています。

アメリカ軍は1991年の湾岸戦争以来、劣化ウラン弾を使用していると、新聞等で報道されています。昨年3月20日に開始されたイラク攻撃にも、劣化ウラン弾が使用されました。

使用された劣化ウラン弾は煙霧状となって周囲に拡散し、人間は呼吸することによって肺の中に取り込み被爆してしまいます。劣化ウラン弾の残留地域では、放射線が長期にわたって環境に影響を与え、地下にしみ込んだものは農作物を汚染します。こうして汚染された農作物はイラク全土へ出荷され、被害が拡大しています。

今回、陸上自衛隊が派遣されたイラク南部のサマワでは、湾岸戦争後に障害児の出産や小児白血病が多発しています。

攻撃をした側もされた側も被害を受け、さらに将来に生まれてくる子どもたちにも大きな被害をもたらす劣化ウラン弾の使用をこれ以上許してはなりません。

よって、武蔵野市議会は、日本政府が、アメリカ政府に対して以下のことを求めるよう要請します。

記

1. あらゆる戦闘、訓練において、劣化ウラン弾の使用を禁止すること。
2. 現在保有している劣化ウラン弾を廃棄処分すること。
3. 劣化ウラン弾の販売を禁止し、既に同兵器を保有している国に対して、その廃棄を促すこと。
4. 劣化ウラン弾の被害を受けた人々に対して、適切な医学的検査と治療を行うこと。
5. 今回のイラク攻撃で、住民の生活の場に放置されている使用済みの劣化ウラン弾や、劣化ウラン弾によって被爆した車両・兵器などを、早急に収集し、生活の場から撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年 3 月 日

武蔵野市議会議長 田 中 節 男

内閣総理大臣
内閣官房長官
外務大臣
防衛庁長官

あて